

〈令和6年4月1日以降〉

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

☑ 感染した時のポイント



- 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快して24時間が経過するまでは、他人に感染させるリスクが高いことから、外出を控えることが推奨されます。また、10日間が経過するまでは、マスクを着用し、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。
- 家庭でできる感染対策は「窓を開けて換気」「可能な範囲で部屋を分ける」「可能な範囲でマスクを着用」「手洗い等の手指衛生」があります。

☑ 体調が悪化したら…



- 療養中、体調が悪化した場合は、かかりつけ医や診断を受けた医療機関等にご相談ください。
- 救急車を呼ぶか迷う時や医療機関を受診した方がよいかなど判断に迷った時には、下記にご相談ください。医療従事者からアドバイスを受けることができます。
 - 成人の場合…#7119 (IP電話・ダイヤル回線の場合は055-223-1418へ)※24時間体制
 - 小児の場合…#8000 または 055-226-3369
※平日(午後7時～翌朝7時)、土曜日(午後3時～翌朝7時)、日曜・祝日(午前9時～翌朝7時)
- 休日や夜間に診療できる診療所や救急病院を調べる場合は医療情報ネットでお調べいただくか、次の電話番号へお問い合わせください。
 - 医療情報ネット パソコン、スマートフォンで医療機関が検索ができます。
(URL:<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>)
 - 山梨県救急医療情報センター :055-224-4199 ※24時間体制
※ 甲府市の方は、平日・土曜の18:00～翌8:30及び日曜祝日は、次の電話番号に
お問い合わせください。 :055-226-3399 (R6年5月16日まで)
5月17日以降は甲府市HP等でご確認ください。



- ☑ 受診する際には、事前に医療機関に連絡をしましょう。
- ☑ 受診時間や受診方法などを確認しましょう。
- ☑ 医療機関に行く時は、他の方にうつさないようマスクを着用しましょう。



※令和6年3月31日をもって、「山梨県受診・相談センター」は終了しました。

☑ 医療費【通常の窓口負担あり】



- 診察、検査、処方等は、医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担があります。
 - ※ 医療保険において、毎月の窓口負担(治療薬の費用を含む)について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません。
 - ※ なお、令和6年3月31日をもって、新型コロナウイルス感染症治療薬の公費支援は終了しました。



山梨県感染症ポータルサイト

コロナやインフルエンザなどの県内の感染状況や、様々な感染症の情報提供を行っています。



山梨県